

## 大分市地域の居場所づくり推進事業実施要領

### (趣旨)

第1条 民間団体等が運営主体となり、生活困窮者をはじめ、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽にに関わり、食事の提供と交流活動等の多世代交流を通じた居場所づくりを行う取組をさらに広げていくため、市内の地域食堂等を実施する団体間の交流や情報共有を行い、地域の様々な人が「支え手」「受け手」という関係を超えて互いに支え合う地域共生社会の実現を目指し、地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図ることを目的として大分市地域の居場所づくり推進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域食堂 高齢者や生活困窮者など多様な世代や立場の人を対象とする食堂であり、地域の人が集い、つながる居場所のことをいう。
- (2) 地域の居場所づくり 生活困窮者をはじめ、属性や世代の垣根を超えた地域の様々な人と気軽にに関わり、食事の提供等を通じた居場所に関する取り組みをいう。
- (3) 食事の提供 活動場所において、飲食物を提供することをいう。
- (4) 交流活動 美化活動や運動教室、季節ごとのレクリエーションなど、子どもから高齢者まで、幅広く行える活動のことをいう。

(取組内容)

第3条 地域食堂は、次の事項について取り組むこととする。

- (1) 本事業への趣旨・目的に賛同し、美化活動や運動教室などの活動を通して交流を図る中で、地域食堂の広がりを目指す。
- (2) 地域の様々な人が気軽に関わり、食事の提供を通し参加できる場を設けるなど、社会的孤立の防止に努める。
- (3) 生活の支援が必要な方に対して、生活困窮者自立支援機関をはじめとした各相談窓口から、本事業に関する情報提供や利用の誘導が行えるよう周知を図るとともに適切な関係機関に結びつけるよう努める。

(事業実施体制)

第4条 地域食堂の実施主体は本事業の趣旨を十分理解した上で必要な体制を整え、以下の事項に遵守して利用者及びスタッフの安全確保に配慮しなければならない。

- (1) 地域食堂の実施日において、責任者1名を配置すること。
- (2) 地域のボランティアとの協働等、必要なスタッフを配置すること。
- (3) 開設する活動場所等は、想定する対象者数に支障がない程度の広さを有し、参加者の交流が図れる必要な設備を備えていること。
- (4) トイレや手洗いの施設、食事を提供する場合には調理等に必要な設備・環境を有し、大分市保健所の指導に基づいた衛生管理が行われていること。
- (5) 県や市町村等が行う食品衛生研修を年に1回は受講すること。(ただし、営業

許可を取得している場合を除く。)

- (6) 利用者に事故のないよう配慮するとともに、施設賠償責任保険、傷害保険に加入するなど安全確保に努めること。
- (7) 利用者から、利用料を徴収すること。ただし、本事業の趣旨を踏まえ、参加料等については低額とし材料費等の実費相当額以内とすること。

(事務局)

第5条 大分市福祉保健部生活福祉課に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、地域食堂の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。